

令和6年第7回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和6年7月5日（金）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 A棟中・東会議室

出席一覧表

地区名		役 職	農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市		松永 年實	○		
			麻 隆司	○		
			笹本 育司	○		
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	○		
					吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
					尼丁 正寄	○
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
					大谷 憲央	○

出席委員 （農業委員 14名） （推進委員 5名）

欠席委員 （農業委員 名） （推進委員 名）

農業委員会事務局 金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治
羽曳野市農とみどり推進課 吉崎 弘樹

案 件

・報告 第17号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	5 件
・報告 第18号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1 件
・報告 第19号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1 件
・議案 第12号	農地法第3条の規定による許可申請について	4 件
・議案 第13号	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
・議案 第14号	羽曳野市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	1 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事 務 局	みなさんこんにちは、定刻となりましたので、ただいまより令和6年第7回の農業委員会定例会を開催させていただきます。出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	みなさま、こんにちは、梅雨の中休みというか、この数日本当に、うだるような暑い毎日が続いておりますが、例年より遅い梅雨明けということで、結構雨も降りまして、水稻や夏野菜とか順調よく、成長しているかと思われます。去年の7月20日、コロナの終わりの年に委員の皆さんが就任されてから早いもので1年になろうとしているわけでありますが、色々みなさん経験されて、大変だったかと思いますが、今後も地域農業の発展に向けて一層のご協力をよろしくお願いしたいと思います。それでは、事務局より案件の概要の説明を、よろしくお願いしたいと思います。
事 務 局	ありがとうございます。 それでは、令和6年第7回農業委員会定例会の案件の概略を、説明させていただきます。 初めに、報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 古市地区1件、西浦地区2件、埴生地区2件の計5件です。 次に、報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 西浦地区1件です。 次に、報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について 古市地区1件です。 次に、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について 西浦地区3件、駒ヶ谷地区1件の計4件です。 次に、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について 駒ヶ谷地区1件です。 最後に、議案第14号 羽曳野市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 駒ヶ谷地区1件です。 以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件が7件、議案案件が6件の合計13件となります。 それでは議長よりお願いします。

奥野議長	本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。 それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を、植野委員と大谷憲央委員にお願いしたいと思います。それでは、報告第17号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	農地法第4条第1項第7号の届出について5件続けて、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。 農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。 1件目です。位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、碓井一丁目748番1 地目は、畑、面積は、82㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅で、この案件は既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、松永委員です。 2件目です。位置図②4条届出をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 対象農地は、東阪田105番1の一部 地目は、畑、面積は、180㎡ 届出人は、議案書のとおりです。転用目的は、露天駐車場で、この案件は既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、塩田委員です。 3件目です。位置図③4条届出をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 対象農地は、東阪田105番4の一部 地目は、畑、面積は、180㎡ 届出は、議案書のとおりです。転用目的は、露天駐車場で、この案件は既に転用済の案件となっております。現地確認委員は、塩田委員です。 4件目です。位置図④4条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。対象農地は、はびきの四丁目297番56 地目は、畑、面積は、198㎡ はびきの四丁目297番171 地目は、畑、面積は、0.98㎡の合計198.98㎡となります。届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅で、この案件は既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、高岡副会長です。 5件目です。位置図⑤4条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。対象農地は、向野一丁目452番2 地目は、田、面積は、1,094㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、共同住宅です。 現地確認委員は、尼丁委員です。 なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)

	の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認をしていただきました結果、現地確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 続きまして、報告第18号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明させていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の所有権移転や権利設定と転用届となります。位置図⑥5条届出をご参照ください。地区名は、西浦地区です。 対象農地は、蔵之内359番の一部 地目は、田、面積は、193.29㎡ 設定人・被設定人は議案書のとおりで、使用貸借権の設定となります。 転用目的は、住宅で、この案件にきましても既に転用済の案件となっております。現地確認委員は、辻本委員です。なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。現地確認していただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 続きまして、議案第19号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明をお願いしたいと思います。
事務局	報告第19号農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。 これは、小作契約を合意の上、解約した旨を農業委員会に通知するものです。位置図⑦18条通知をご参照ください。 地区名は、古市地区です。対象農地は、碓井二丁目608番 地目は、田、面積は、1,094㎡ 貸し手・借り手については議案書のとおりです。 解約目的は、借受耕作者が高齢のためです。 現地確認委員は、松永委員です。現地確認していただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたのでご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第18条第6項の規定による通知について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。
奥野議長	議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第12号農地法第3条の規定による許可申請につきまして4件続けてご説明させていただきます。本件は、農地の所有権移転を行うものです。 1件目です。地図⑧3条許可をご参照ください。

地区名は、西浦地区 申請地は、羽曳野市尺度1075番2
地目は、田、面積は、58㎡です。譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
現地は南阪奈道路南側に位置する調整区域内農地です。
申請目的については、譲受人の農地が道路に接道しておらず、今回専用の通路を確保するため譲渡人との話し合いで双方分筆して交換する所有権の移転を目的とするものです。
対象農地については、譲受人の農地に隣接しており、議案書表示の面積分を分筆して双方の農地の一部分を交換する所有権移転を行うものです。
譲受人は、隣接地の他農地を所有しており、今回の農地面積を加えても、営農に支障が無いものと判断しています。現地確認委員は高橋委員です。

2件目です。地図⑨3条許可をご参照ください。
地区名は、西浦地区 申請地は、羽曳野市尺度1073番2
地目は田、面積は50㎡、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
現地は南阪奈道路南側に位置する調整区域内農地です。
申請の目的については先程の1件目の農地の交換の件の相手です。
対象農地については、譲受人の農地に隣接しており、交換に供した農地を所有権移転するものです。
譲受人は、隣接地の他農地を所有しており、今回の農地面積を加えても、営農に支障が無いものと判断します。現地確認委員は高橋委員です。

3件目です。地図⑩3条許可をご参照ください。
地区名は、西浦地区 申請地は、羽曳野市尺度1058番2
地目は、田、面積は、117㎡、現地は、南阪奈道路南側に位置する調整区域内農地です。申請目的は1件目の案件と同様で、譲渡人の農地が道路に接道しておらず、農地への通路を確保すべく隣接の地権者と協議のうえ双方の土地の一部分を分筆し交換のうえ所有権移転を行うものです。
譲受人は、兄妹で共有所有しています。共に市外在住者で専業農家ではありませんが、交換する面積が117㎡と規模が小さいため、農業経験があることと、機材や通作距離については共有者双方で維持してことに支障はないと判断しています。現地確認委員は高橋委員です。

4件目です。地図⑪3条許可をご参照ください。
地区名は、駒ヶ谷地区 申請地は、羽曳野市駒ヶ谷491番2
地目は、畑、面積は、4,105㎡、現地は、農用地内にあり、通作には車両が通行できる農道があり、申請地の前まで走行が可能で、隣接にもブドウ畑はある環境なのですが、農地については所有者が府外在住で管理が出来ておらず、耕作放棄地のような状況です。
譲受人は、この農地を所有権移転にて取得し、数年前から同地周辺でブドウ栽培の習得のため見習いで通っておりまして。また栽培だけでなくワインなどの加工生産にも興味があり海外の産地にあるワイナリーに視察を重ねておりました。このため今回この地を拠点に広げていく想いを持たれています。所有農地は広く、経験を基に初めての自家栽培であります。本業の自営業を縮小して営農に時間を割いていくとのこと。また営農にあたり山林化している現地を数十人の人出と本業で所持されている機材にて整備することで営農できる状態に

	時間はかかりますが、耕作放棄地の減少の効果も踏まえ、ブドウ畑として機能することは可能と判断しています。また、事務局としても営農状態を確認するため、現地を注視していくことにいたします。 以上、4件について説明は以上です。ご審議をお願いします。
奥野議長	1件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	7月3日に現地確認に行きました。特に、問題ありません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、1件目の西浦地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。
奥野議長	2件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	特に、問題ありません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、2件目の西浦地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。
奥野議長	3件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	異議ありません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、3件目の西浦地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。
奥野議長	4件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可について、地元委員いかがですか。
地元委員	6月27日に現地の確認に行きまいました。現地は羽曳野霊園の東側で、羽曳野市内で一番高い所で非常に景色のいいところです。耕作放棄地ということでしばらく作っておらず荒れ放題なんですけども、今度借りてくれるということでワイン用のブドウを作っていくということで非常にありがたい話です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、4件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は原案ど

	おり、可決決定いたします。
奥野議長	議案第13号農地法第5条の規定による許可について、事務局か説明をお願いします。
事務局	議案第13号農地法第5条の規定による許可申請について、説明させていただきます。地図⑫5条許可をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区 申請地は、議案書のとおりで、駒ヶ谷地番で合計10筆、面積11,857.45㎡です。譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。 本件は、市街化調整区域内の農地について、所有権移転を行い、譲受人が転用行為を行うものです。 転用目的は、工場・事務所、権利の種類は、所有権移転の設定、農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が四十パーセントを超えているため農地法施行規則 第44条 第2号 に該当し 第3種農地に該当するものと判断いたします。 譲受人の法人は、自動車部品の製造等を行っており、駒ヶ谷中小企業団地内から既存工場の規模拡大を重ねて現在第七工場まで稼働しています。 転用の理由は、受注増により、生産工程の合理化のため生産ラインを集約する必要になったためです。隣接地に新工場の用地先として選定し、候補先の地権者との協議を行った結果、地権者側は農地を維持していくには、高齢化等難しい状況で困っていたとの事で、結果、双方の思考が合致することになり、所有権の移転の合意を取り付けられました。転用を行う事業としての資産については、法人の残高証明書を添付しており十分な資力を確認し事業完遂に支障無いと思われます。 排水施設については調整池を設置し、隣接の用水路に放流する計画で、地元水利組合からも同意済みです。 また周辺の法面に緑地帯を設置するなど、周辺の環境にも配慮し、農地の営農に支障が無いよう隣接農地からの同意もいただいております。 よって、事前に駒ヶ谷地区農業委員の皆様との現場確認を行い、計画性と実現性において支障なく、今回の事業問題は無いと判断いたします。 説明は以上です。ご審議お願いいたします。
奥野議長	駒ヶ谷地区の農地法第5条の規定による許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	6月25日に地区委員さんと事務局で現場を確認に行きました。 エリアとしましては、柏原駒ヶ谷千早赤阪線の府道が走ってまして、西側にゴルフの打ちっ放しがありまして、南側にテニスコートがあり、三角地の間ということで、元々近くに工場を持っておりまして、その拡張ということで、駒ヶ谷のまちづくりの関係の人に話を聞いたところでは、了解しています、ということだったので、今回はやむ無しかないと思います。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第5条許可申請は許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。
奥野議長	議案第14号駒ヶ谷地区の羽曳野市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、説明を求めますので、担当者より説明をお願いします。

事務局	議案第14号、羽曳野市農業振興地域整備計画の変更について、説明させていた だきますが、この件につきましては、前回、私の方から概要については、説明させてい ただきました。本件はその農用地の除外について、いよいよ検討する時期に来ておりま すので、直接、市長部局の担当である吉崎主幹の方から詳細について、説明してい たきたいと思います。よろしくお願いいたします。
市担当者	羽曳野市農とみどり推進課の吉崎です。よろしくお願いいたします。 本市には、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づく、農業 振興地域整備計画を策定しています。農業振興地域整備計画とは、簡単に申し ますと優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に 実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画です。先ほど説明しまし た、「優良な農地を保全する」ことも計画を策定する一つの目的であるため、計 画内に農用地利用計画というものを別に定めております。農用地利用計画とは 簡単にいうと農用地リストのことです。農用地というのは言葉のとおり農業に 使われる土地です。農業上の利用を図るべき土地であるため、法律で農地転用 は不可、いわゆる、できない土地となっております。つまり、農用地利用計画 とは農用地、農地転用不可の土地をリスト化した物です。リスト内にある土地 については、一部例外もございますが、原則転用不可でありますし、市民さん からリスト内にある土地の転用ができるかと問われましてもできませんと答え ております。また、リスト内にある農地が、既に雑種地などになっているいわ ゆる違反転用していた場合は原則、原状回復していただく流れになっておりま す。今回、こちらの農用地リスト内にある農地をリストから除こうとするた め、農振法施行規則第3条の2第2項に基づき、農業委員会に意見を求めるも ののです。対象地は飛鳥71番1の土地であり、この土地については、既に原野 化しております。説明の流れなら、本来リストから除き、農業委員会にて転用 許可について議題にあげ、許可が下り転用する流れですが、今回は既に転用し てしまっております。この飛鳥71番1の土地につきましては、平成4年12 月1日～平成24年11月30日まで、本市が飛鳥ちびっこ広場として使用す るため、土地貸借契約を結んだ経緯があり、農業振興地域の整備に関する法律 第15条の2第1項但し書き第1号、及び農振法施行規則第35条に基づき、 ちびっこ広場は、市が道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興 上の必要性が高いと認められる施設に該当すると判断し、開発行為の許可及び 農地転用許可も不要となっております。 許可はいらないのですが、本来であれば施設を整備中又は整備後に、農用地で なくなると判断して、リストから取り除く手続きをしなければならなかった のですけれども、できていなかったため改めて、飛鳥71番1の土地をリスト から取り除こうとするものです。 飛鳥71番1の土地をリストから除くことが適切であるか、どうか貴会に意見 を求めます。よろしくお願いいたします。
奥野議長	駒ヶ谷地区の羽曳野市農業振興地域整備計画の変更の意見について、地元委員 いかがですか。
地元委員	6月26日に午後3時から奥野会長、高岡副会長、堀内副会長、現状の土地を 見ていただいて、先ほど説明がありましたように、ちびっこ広場ということで 飛鳥の方が使っておられまして、このように整備され、今回農用地から外す ということで現時点では問題ないだろうということです。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。

地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、駒ヶ谷地区の羽曳野市農業振興地域整備計画の変更は、除外をやむを得ないものと意見を付して羽曳野市長へ回答いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：32】